ご存じですか？高額療養費・付加給付の自動支払い

適用給付担当	044(520)7825 Knp-kyufu-QA@ml.toshiba.co.jp

入院した病院から「限度額適用認定証」の交付申請をするように言われたのですが、必ず申請しなければいけないのでしょうか？

いいえ、必ずしも申請する必要はありません。
申請をしなくても、東芝健保では高額療養費・付加給付が自動支払いとなりますので安心です。

「限度額適用認定証」の交付を受け、会計前に医療機関に提示をすると、高額療養費分だけ、窓口での支払いを軽減することができます（高額療養費の現物給付化）。
「限度額適用認定証」の交付申請は、医療費総額などの状況をみて、判断してください。

申請し、「限度額適用認定証」を使用した場合	• 窓口で医療費総額のうち、高額自己負担限度額までを支払う • 3カ月後に健保から付加給付が自動支払いとなる	最終負担額は同じ
申請しない場合	• 窓口で医療費総額の3割を支払う • 3カ月後に健保から高額療養費・付加給付が自動支払いとなる	

例：医療費総額が40万円［適用区分ウ（下表 参照）］の場合

▶▶ 限度額適用認定証を使用しない場合 ◀◀

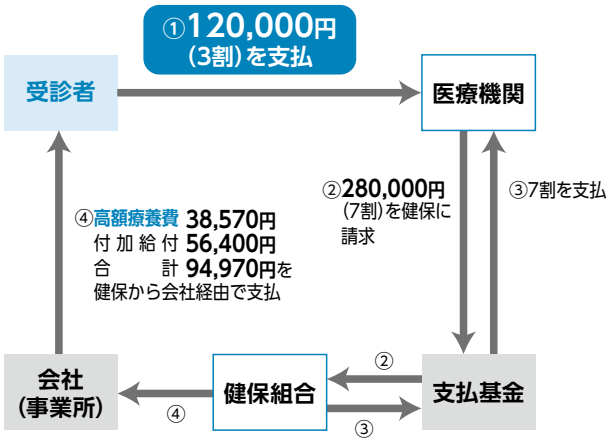

受診者の最終負担額：25,030円
①120,000円 － ④94,970円

▶▶ 限度額適用認定証を使用した場合 ◀◀

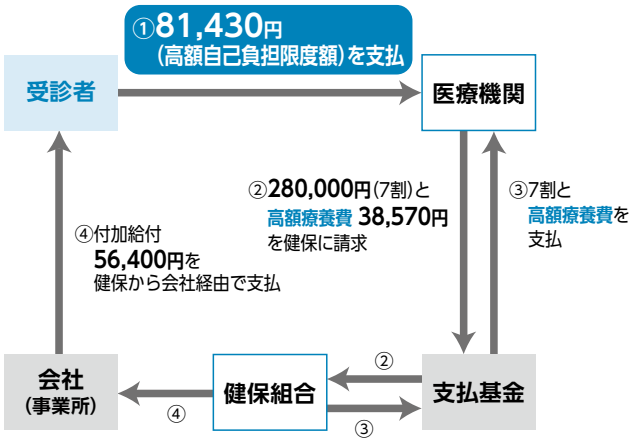

受診者の最終負担額：25,030円
①81,430円 － ④56,400円

［適用区分］医療費の高額自己負担限度額（70歳未満）

適用区分［所得別］		月単位の高額自己負担限度額	
ア	標準報酬月額83万円以上	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1%	［140,100円］
イ	標準報酬月額53万円～79万円	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1%	［93,000円］
ウ	標準報酬月額28万円～50万円	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%	［44,400円］
エ	標準報酬月額28万円未満	57,600円	［44,400円］
オ	低所得者（住民税非課税世帯）	35,400円	［24,600円］

※［　］内の額は、過去12カ月で高額療養費の自己負担限度額を3回超過した場合、4回目から適用される自己負担限度額（多数該当）。

「限度額適用認定証」の交付を希望するときは

手続き

東芝健保ホームページ“けんぽNET”より所定の申請用紙を印刷し、ご提出ください。
電話での申請受け付けはしていませんので、必ず申請書をご提出願います。

申請書類	健康保険 限度額適用認定申請書　※適用区分オの低所得者用は書式が異なりますので、健保までご連絡ください。
提出先	勤務先の健康保険業務担当部門（一般的には総務部（課）や管理部（課）など）

注意

※認定証の有効開始日は、健保で申請書を受け付けた月の1日から適用となり、有効期間は原則1年間です。受け付け月の前月に遡っての適用はできませんのでご承知おきください。
※連休中の急な入院などにあたっては、お勤め先や健保の休業にてご不便をお掛けしますが何とぞご了承のほどよろしくお願いいたします。